

議案第39号

鳥取県立歯科衛生専門学校を設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県立歯科衛生専門学校を設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立歯科衛生専門学校を設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立歯科衛生専門学校を設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
| | |

(事務の委託)

第8条 知事は、学校の施設設備の保全、授業並びに生徒の募集及び入学選抜試験の実施に関する事務並びにこれに附随する事務（知事のみの権限に属するものを除く。）を一般社団法人鳥取県歯科医師会に委託する。

(事務の委託)

第8条 知事は、学校の施設設備の保全及び授業に関する事務並びにこれに附随する事務を一般社団法人鳥取県歯科医師会に委託する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|-------------|----------|-------------|----------|
| 別表第1（第2条関係） | | 別表第1（第2条関係） | |
| 名称 | 調査審議する事項 | 名称 | 調査審議する事項 |

| | |
|------------------|---|
| 略 | |
| 鳥取県地域医療 対策協議会 | 医療法第30条の4第2項第5号に規定する 救急医療等確保事業に係る医療従事者の確 保その他必要な医療の確保に関する事項 |
| 略 | |

| | |
|------------------------------------|---|
| 略 | |
| 鳥取県地域医療 対策協議会 | 医療法第30条の4第2項第5号に規定する 救急医療等確保事業に係る医療従事者の確 保その他必要な医療の確保に関する事項 |
| 鳥取県立歯科衛 生専門学校入学 者選抜試験委員 会 | 鳥取県立歯科衛生専門学校の入学者の選考 に関する事項 |
| 略 | |